

芦屋市議会議長
帰山 和也 様

芦屋市長 高島 峻輔



政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する申入書

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」(陳情第7号)が採択されたことを受け、令和6年10月28日から11月11日までの間、係長級以上の職員298人にアンケート調査を実施し、78.8%に当たる235人(課長級以上86人、課長補佐・係長級149人)の職員から回答を得ました。アンケート調査の結果を別紙のとおり報告し、以下のとおり申し入れます。

記

1 職員が勧誘行為に対して感じる心理的圧力について

市議会議員(以下「議員」という。)から政党機関紙の購読に関する勧誘を受けたことがあると回答した職員81人(課長級以上69人、課長補佐・係長級12人)のうち、75%に当たる61人が勧誘時に心理的な圧力を感じたと回答しました。また、アンケート調査の自由記述欄からは、議員から勧誘をされると断りづらいことが窺えます。議員から政党機関紙の購読を勧誘された場合、執行機関と議決機関という関係性を背景に、大半の職員にとっては大きな心理的圧力が生じていると考えられます。このような心理的圧力は、本来あってはならないと考えますので、議員各位におかれましては、このような圧力を生じさせることのないようご留意くださいますようお願いいたします。

2 執務室内における勧誘行為等について

執務室は、個人情報等の機密情報を多く取り扱っていますので、職員以外は立ち入ることができませんが、令和5年度以降に購読の勧誘を受けたと回答した職員9人のうち、33%に当たる3人が執務室内で勧誘を受けたと回答しました。また、アンケート調査の自由記述欄では、配布や集金も執務室内で行っている例が見受けられます。議員各位におかれましても、執務室には立ち入ることができないことについてご留意ください。

以上

◆ 政党機関紙の庁舎内勧誘に関するアンケート調査結果報告

1 調査の目的

令和6年3月議会の総務常任委員会において「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」が採択されたことを受け、陳情理由に記載されているような実態がないか確認を行うために実施しました。

なお、本調査は、政党機関紙の購読を抑制するものでなく、また、職員個人の新聞の購読傾向や思想・信条を調査するものではないことを職員に周知した上で行いました。

2 調査対象者

係長級以上の職員

3 調査時期

令和6年10月28日（月）から令和6年11月11日（月）まで

4 調査方法

L G W A N 対応 W E B フォーム サービス L O G O フォーム

5 回答数及び回答率

回答数：235件 回答率：78.8%（回答対象者298名（課長級以上102名・課長補佐・係長級196名））

6 集計結果

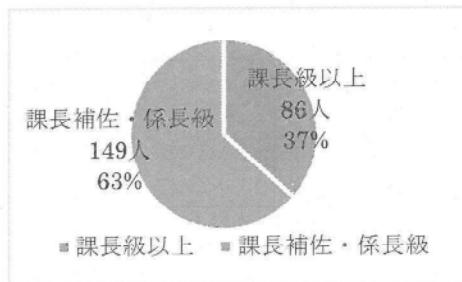
- (1) 市議会議員から政党機関紙の購読に関する勧誘を受けたことがあると回答した81人の職員のうち、勧誘時に心理的な圧力を感じたと回答した職員は75%に当たる61人でした。そのうち、実際に購読した職員は77%に当たる47人となっています。購読を断ったと回答した14人の職員のうち、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがあると回答した職員は64%に当たる9人でした。自由記述欄では、購読しないことについて直接的な圧力が無かったとしても議会对応で不利益を被る可能性を感じて断りづらい、心理的圧力を感じる、一度購読するとその後購読の中止を申し出ることが困難である等の意見が多くありました。
- (2) 令和5年度以降に購読の勧誘を受けたと回答した9人の職員のうち、執務室内で勧誘を受けた職員は33%に当たる3人でした。自由記述欄では、執務室内に無断で立ち入れ勧誘を受けた、執務室内で配布及び集金をされている、又はこれらの行為を見かけたという記載が複数ありました。

7 自由記述について

自由記述については、個人や団体が特定できる可能性があるものは削除し、要旨を公表します。

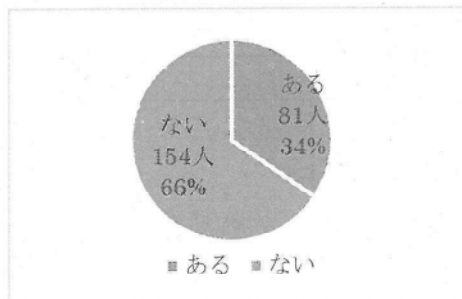
< 回答集計 >

Q1.現在の役職について



	全体	課長級以上	課長補佐 係長級
実数	235 人	86 人	149 人
構成比	100%	37%	63%

Q2.本市の市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか



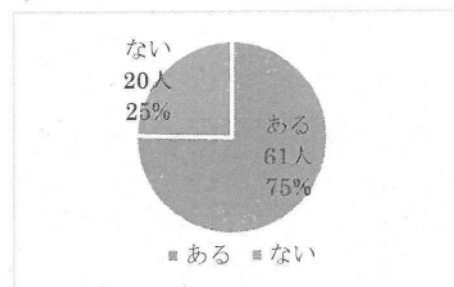
	全体	ある	ない
実数	235 人	81 人	154 人
構成比	100%	34%	66%

< 役職別内訳 >

	全体	ある	ない
課長級以上	86 人	69 人 (約 80%)	17 人 (約 20%)
課長補佐・係長級	149 人	12 人 (約 8%)	137 人 (約 92%)

Q3.質問 2 で「ある」と答えた方に質問します

市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないという心理的な圧力を感じたことがありますか

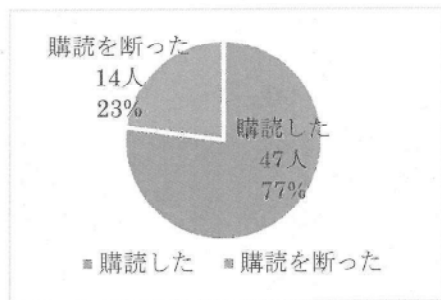


	全体 (Q2:ある)	ある	ない
実数	81 人	61 人	20 人
構成比	100%	75%	25%

< 役職別内訳 >

	全体	ある	ない
課長級以上	69 人	54 人 (約 78%)	15 人 (約 22%)
課長補佐・係長級	12 人	7 人 (約 58%)	5 人 (約 42%)

Q4.質問3で「ある」と答えた方にお聞きします
その政党機関紙を購読しましたか

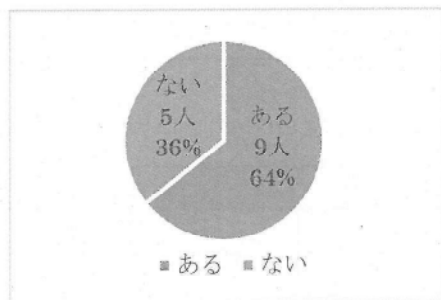


	全体 (Q3:ある)	購読した	購読を断った
実数	61人	47人	14人
構成比	100%	77%	23%

< 役職別内訳 >

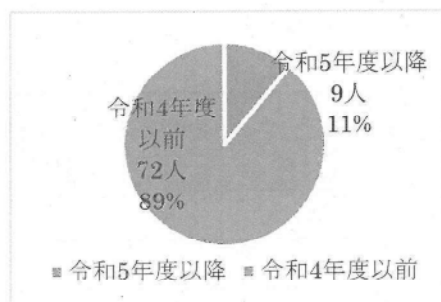
	全体	購読した	購読を断った
課長級以上	54人	40人 (約 74%)	14人 (約 26%)
課長補佐・係長級	7人	7人 (100%)	0人 (0%)

Q5.質問4で「購読を断った」と答えた方にお聞きします
購読を断った後も、引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか



	全体 (Q4:購読を断った)	ある	ない
実数	14人	9人	5人
構成比	100%	64%	36%

Q6.質問2で本市の市議会議員から政党機関紙の購読を受けたことが「ある」と答えた方にお聞きします
勧誘を受けた時期はいつ頃ですか

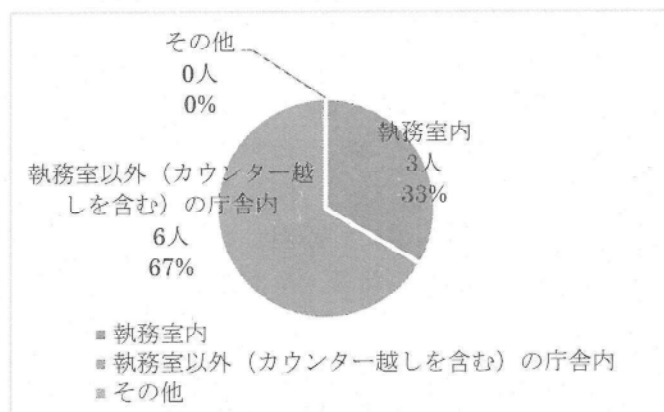


	全体 (Q2:ある)	令和5年度以降	令和4年度以前
実数	81人	9人	72人
構成比	100%	11%	89%

< 役職別内訳 >

	全体	令和4年度以前	令和5年度以降
課長級以上	69人	60人 (約 87%)	9人 (約 13%)
課長補佐・係長級	12人	12人 (100%)	0人 (0%)

Q7.質問 6 で「令和 5 年度以降」と答えた方にお聞きます
どこで勧誘を受けましたか



	全体 (Q6 令和 5 年度以降)	執務室内	執務室以外（カウンター越しを含む）庁舎内	その他
実数	9 人	3 人	6 人	0 人
構成比	100%	33%	67%	0%

Q8.その他、政党機関紙の購読の勧誘に関してご意見等ございましたらご記入ください（自由記述・抜粋）

※内容から個人や団体が特定できる可能性があるものは削除し、要旨を公表します。

<職員が勧誘行為に対して感じる心理的圧力について>

- ・課長に昇任すると、当然のように勧誘され、購読しない訳にはいかなかった。
- ・過去に議員からの勧誘を断った職員が嫌がらせをされたと聞いているので購読することを選択した。
- ・課長昇任の内示を受けた直後、議会对応に不安を抱く最中に、議員に席の前に立たれ、選択の余地がなかった。当該議員の議会での態度を目の当たりにしているため、断ればひどい目に合わされると思った。
- ・議員に勧誘されなければ購読することはなかった。
- ・購読を断った後も勧誘攻勢に合い、仕事中でもカウンターの中に入り、席の前に立ち、延々と購読することを要求される。
- ・購読を 3、4 度ほど断っているが、断ることによって一般質問や各種委員会において厳しい質問をされるのでは、と絶えず思っているのでもいつか嫌々でも購読しないといけないかと考える時もある。
- ・正式な課長級への昇任の辞令交付を受けていない内示の段階で、職場に来られ勧誘をされたことにも心理的な圧力を感じた。
- ・課長になった年に先輩職員から「議会对応時に購読の有無によって議員の対応が違うから購読した方がよい。」と言われたこともあり、議員からの勧誘が断れず購読したくなかったが購読をした。今でも購読をやめたいが、言い出しにくい。現在も購読しているが、断ることに勇気がある。

- ・購入は自由意志であるものの、議会と当局の関係から言うと購入しないという選択が難しく、忤度を迫られていると感じている職員は多いと思う。
- ・議員との良好な関係を持つためには必要と思い購読している。他の政党の議員から頼まれれば、断れずに購読することとなると思う。
- ・政党機関紙の購読の勧誘が行われない環境であってほしい。本人に興味がないにもかかわらず、心理的な影響より、購読せざるを得ない状態になっている職員は少なからずいると思う。
- ・業務の性質上、職員が断りにくいことが分かっているのに、勧誘してくるのはいかなものか。公平性をもって業務を遂行しなければならない公務員に、政党機関紙を購読させて良いのか。
- ・課長に昇任すれば、議会对応に影響を及ぼす恐れがあるため自動的に購読しなければいけないと思っている。できれば断りたいが断れるか不安である。
- ・これから活躍すべき職員が議会对応への恐怖心から管理職になることに拒否感を持つ原因になっているため、勧誘行為等の心理的圧迫行為は、改善していただきたい。
- ・購読しなければ議員からの質問への答弁がスムーズにこなせないと聞いたことがあるため、課長になれば購読する必要があると考えている。
- ・最後は個人の判断だと思うが、課長になると慣習で「政党機関紙を購入しなければならないもの」と強く感じている。
- ・購読料の立て替えをしている職員を見かけるが、本来勧誘者が直接購読料を徴取すべきであり、勧誘者は立て替えの申し出を断るべきだと思う。
- ・購読をやめたいと伝え、すぐにやめられたので大きな問題ではないと考えている。
- ・勝手に機関紙を置かれ続け請求されたが機関紙を全て取り置きして返却して支払わなかった。

<庁舎内における勧誘行為について>

- ・庁舎内で政党機関紙購読の勧誘を行うことは、全面的に禁止していただきたい。
- ・直接執務室内に入ってきて、同一会派の複数人の議員で購読の勧誘をされることの心理的な圧力は計り知れない。
- ・不在の時でも2週間に一度、机に機関紙が置いてあり、月末になると集金に来るという流れで、購読をやめるタイミングがなかなかなかった。
- ・どの団体も公平に庁舎内での配布はしない方がよい。
- ・庁舎管理規則 第6条第1号の勧誘行為に該当すると思われるが、その場合許可申請をしていることが前提となるが如何か。
- ・職場のデスクに直接配布はしないでほしい。守秘義務のある業務や未公開の業務がある。議員であっても、ルールに則るべき。
- ・配布や、集金の際に、執務スペースへ入ってこられているのを見かけることがある。
- ・執務室内に入って課長席まで行き、集金している議員の方を見かけることは何度かあった。執務室内に入る際は周辺の職員に断りもなく入っていたため、個人情報管理の面に置いてよくないと感じていた。
- ・議員が政党機関紙を配るために執務室内に入って来る場面を何度も目撃している。執務室内は個人情報や意思形成過程情報が机上に置かれている場合もあるため、あまり健全な姿ではないと思う。

- ・政党機関紙配布・料金徴収のために議員が職務スペース内に断りなく入ってくることを何度も見たことがあり、不適切であると感じている。
- ・機関紙の受け渡し、金銭のやり取りを執務室内に入っている状況。個人情報を取り扱っている部署なので、執務室内まで入ることはよいのかと思う。
- ・議員が政党機関紙の購読費を毎月徴収に来られるが、机上の個人情報を含む紙資料を裏返しにするなど、気を使う。執務エリアへの立ち入りは禁止すべき。
- ・重要な話をしている時に急に執務室内に入ってきて配布したということを聞いたので、勧誘も含めて、執務室内に勝手に立ち入らないように議会に申入れをする必要があると思う。
- ・やめてほしいと思っても、議員に執務室に入らないで下さいと言える職員は少ないと思う。

<その他>

- ・個人的にはそこまで目くじらを立てて調査までしなくても良い気がする。購読していない課長級職員も昔とは違い多くなっている。購読するかどうかは自身で判断すれば良い。
- ・役に立つので購読している。
- ・購読したい人はネットで申し込みばよい。
- ・個人的に購読を中止することが議員との関係があるため難しい。アンケート結果によっては組織として購読中止をしていただければありがたい。
- ・これを機会に定期購読を止めたい職員が、個別で申請することなく止められる機会（例えばこのアンケートのように、一定期間にフォームから申請することで、申請者達は一括して翌月から購読中止となる、等）が設けられることを切望する。
- ・政党機関紙購買の勧誘を禁止することはできないとは思いますが、断っても何ら不利益は生じないということを断ったうえで勧誘していただくよう議員にお願いできればいいと思う。
- ・直接個別に議員から勧誘があると通常断りにくいと思われるため、ないに越したことはない。ただ、興味のある職員のために、リーフレットやチラシ回覧などの全体への情報発信があってもいいと思う。
- ・政党機関紙は各政党の考え方やその動きについて知る上で、全く無用とは思わないが、希望者を除き個人で購読する必要はないと思う。せめて部で1部とか市全体で数部を回覧する程度なら負担しても良い。
- ・数年前までは課長級を対象に購読の勧誘があったようだが、近年はそういった様子は見受けられない。
- ・今は購読していない。
- ・もっとより詳細なアンケートを実施して、購読を希望しない職員が断れずに購読している状況を断ち切る対応・対策を講じてもらいたい。